令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条第1項の健全化判断比率 及び同法第22条第1項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第2 2条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不 足比率を、下記のとおり公表いたします。

【健全化判断比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位:%)

	実績赤字	連結実質赤字	実質公債費	将来負担
	比 率	比 率	比 率	比 率
健全化判断	_	_	7. 90	124. 20
上 率			7. 00	
早期健全化 基 準	15.00	20.00	25.00	350.00

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表示されている場合は、実質赤字獏 及び連結実質赤字額が無いことを表す。

【資金不足比率】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第2 2条第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位:%)

会計区分	資金不足比率	
粟国村航路事業特別会計	_	
粟国村簡易水道事業特別会計	_	
粟国村農業集落排水事業特別会計	_	
粟国村村民牧場事業特別会計	_	

備考 各会計の資金不足比率の欄において「—」と表示されている場合は、資金不足額が無いことを表す。